

令和2年4月（臨時）市議会議案

議案番号	件名	頁
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・	1
	〔境港市税条例等（一部改正）〕	
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・	12
	〔境港市国民健康保険税条例（一部改正）〕	
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・	16
	〔境港市国民健康保険条例（一部改正）〕	

議案第35号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年4月30日 提出

境港市長 中村勝治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

境港市長 中村勝治

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「有する者若しくは単身児童扶養者である者」を「有する者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「これを固定資産課税台帳に」を「固定資産課税台帳に」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を

経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中

「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第24条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例（令和元年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「新条例」という。）及び第2条の規定による改正後の境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成28年境港市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「31年新一部改正条例」を「元年新一部改正条例」に改め、同条第2項中「31年新条例及び31年新一部改正条例」を「元年新条例及び元年新一部改正条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成29年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第7条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成30年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中

「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第8条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成31年境港市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(参考)

主な内容

1 個人住民税の人的非課税措置の見直し（第1条中第36条の3の2、第36条の3の3、第3条関係）

未婚のひとり親について、寡婦（寡夫）控除を適用する改正に伴い、給与所得者又は公的年金等受給者が人的非課税措置の対象となる単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族申告書を提出する際に、単身児童扶養者である旨の記載を不要とする。

2 個人住民税の課税の特例の改正（第2条中附則第8条、附則第17条の2関係）

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和6年度まで3年間延長
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を令和5年度まで3年間延長

3 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（第1条中第54条、第74条の3、第131条関係）

(1) 現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることを規定する。

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるることを規定する。

4 固定資産税における「わがまち特例」の特例割合の変更（第2条中附則第10条の2関係）

地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例割合（わがまち特例）について、特例割合の変更を行う。

- ・一定の要件を満たす水力発電設備に係る課税標準
税額を3分の2に減額 → 税額を4分の3に減額

5 市たばこ税における輸出等に係る課税免除手続きの簡素化（第1条中第96条、第98条関係）

輸出免税等の適用に必要となる、課税免除事由に該当することを証する書類の提出について、当該書類の保存を前提に、申告書への添付を不要とする等、輸出免税制度等に係る手続きの簡素化を図る。

6 施行期日

令和2年4月1日

(参考)

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第36号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年4月30日 提出

境港市長 中村勝治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

境港市長 中村勝治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第22条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参考)

主な内容

1 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

1年間に賦課する国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

	現行	改正後	備考
医療分	61万円	63万円	2万円引上げ
後期高齢者支援分	19万円	19万円	据置き
介護分（40歳以上65歳未満のみ対象）	16万円	17万円	1万円引上げ
計	96万円	99万円	

2 減額措置の対象範囲の拡大（第22条関係）

前年中の合計所得額の基準を引き上げることにより、対象範囲を拡大する。

(1) 5割軽減

[現 行] 33万円 + (28万円 ×世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (28万5千円 ×世帯主を含めた被保険者数) 以下

※1 被保険者数あたり5千円の上乗せとなる。

(2) 2割軽減

[現 行] 33万円 + (51万円 ×世帯主を含めた被保険者数) 以下

[改正後] 33万円 + (52万円 ×世帯主を含めた被保険者数) 以下

※1 被保険者数あたり1万円の上乗せとなる。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第37号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年4月30日 提出

境港市長 中村勝治

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 専決

境港市長 中村勝治

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 4 紿与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する緿与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の緿与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と緿与等との調整）

- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において緿与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる緿与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった緿与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受

けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により、この市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険条例附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

主な内容

1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給（附則第4項、第5項及び第6項関係）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことに伴い、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する規定を設ける。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整（附則第7項、第8項及び第9項関係）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が、給与等の全部又は一部を受けることができる場合等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する規定を設ける。

3 施行期日等

令和2年4月1日

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用